



野手用フェイスマスクSG基準（公開用）

野手用フェイスマスク専門部会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

	氏名	所属
(部会長)	米山 聡	青山学院大学
(委員)	青野 悠貴	Rawlings Sporting Goods Co., Inc.
	掛川 晃	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	亀山 涉	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会
	小林 肇	元国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田口 航	株式会社エスエスケイ
	土赤 光宏	日本スポーツ用品協同組合連合会
	時枝 健一	ゼットクリエイト株式会社
	長久保由治	一般財団法人全日本野球協会
	波多 茂	株式会社SSプロダクト
	藤井 宏康	藤井金属化工株式会社
	古谷 純一	公益財団法人日本高等学校野球連盟
	前村 健司	アメアスポーツ ジャパン株式会社
	南裏 智	ミズノ株式会社
	矢端 信介	公益財団法人日本ソフトボール協会
	吉岡 大輔	公益財団法人全日本軟式野球連盟

(オブザーバー) 経済産業省産大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
経済産業省製造産業局生活製品課
文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課

(事務局) 一般財団法人製品安全協会

野手用フェイスマスクのSG基準

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Baseball and Softball Fielder's Face Mask

1. 基準の目的

この基準は、野球及びソフトボールの野手用フェイスマスクの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、硬式野球、軟式野球又はソフトボールの野手が、打球から顔面の顎、歯などの鼻せんより下部を保護するために着用する野手用フェイスマスク（以下「フェイスマスク」という。）について適用する。

3. 種類

フェイスマスクの種類は、次のとおりとする。

(1) 使用対象者による区分

用途	対象	使用対象者分類の説明
硬式野球 (硬式野球に使用することを目的としたもの。)	一般用	中学生以上の年齢の者を対象として設計・製造されたもの。
	小学生以下用	小学生以下の年齢の者を対象として設計・製造されたもの。
軟式野球 (軟式野球に使用することを目的としたもの。)	一般用	中学生以上の年齢の者を対象として設計・製造されたもの。
	小学生以下用	小学生以下の年齢の者を対象として設計・製造されたもの。
ソフトボール (ソフトボールに使用することを目的としたもの。)	一般用A	3号球のなかで革巻きボールの使用を考慮して設計・製造されたもの。
	一般用B	3号球のなかでゴム巻きボールの使用に耐えるように設計・製造されたもの。
	小学生以下用	2号球又は1号球を使用する者を対象として設計・製造されたもの。

注意) 1) 用途が準硬式野球のものにあつては、硬式野球のものとみなすものとする。

2) 用途がローバウンド球のものにあつては、軟式野球のものとみなすものとする。

(2) フレームの材質による区分

フレームの材質	フレームの材質分類の説明
金属製のもの	フレームの強度を担う主な材質が、鋼、チタニウム等の金属製のもの。
樹脂製のもの	フレームの強度を担う主な材質が、合成樹脂等の樹脂製のもの。
その他	フレームの強度を担う主な材質が、金属及び樹脂以外のもの、または、金属と樹脂と混合のもの。

4. 安全性品質

フェイスマスクの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. フェイスマスクの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) フェイスマスクは、フレーム、装着体から構成されていること。(2) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。(3) 各部には、ひび、割れ、腐食その他の強度を害する欠点がないこと。(4) 装着体等に縫製部品を用いる場合にあつては、その縫製は良好であること。(5) 各部材の組み付けは確実で、容易に外れないこと。(6) フレームは、顔面の鼻せんより下部を覆う構造であること。(7) フレームには、ボールが通るような隙間がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 強 度</p> <p>(1) フレームの曲げ試験</p>	<p>2.</p> <p>(1) フレームの曲げ試験を行ったとき、試験値までの力を加えたときのたわみ量は0mm以下であること。</p> <p>また、更に規定値に達するまでの力を加えたとき、溶接部の破壊、フレームの割れ等の異常がないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>(2) フェイスマスクバンド保持性能試験</p>	<p>(2) フェイスマスクバンドの引っ張り試験を行ったとき、フェイスマスクバンドはフレームから離脱しないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
3. 衝撃強度	3. フェイスマスクの衝撃試験を行ったとき、フレームは顔面に接触するような変形をすることがなく、溶接部の破壊、割れ等の異常がないこと。	

項目	基準	基準確認方法
4. 材質	<p>4. フェイスマスク各部の材質は次のとおりとする。</p> <p>(1) 金属製のフレーム及び金具にあつては、耐食性材料が用いられているか、防錆処理が施されていること。</p> <p>(2) 着装体等で人体に直接触れる構成部品にあつては、皮膚に障害を与えるそのある材質でないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

フェイスマスクの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 形式分類で定めた使用対象者による区分又はその略号</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識（△）等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。ただし、以下に該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略しても</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>よい。</p> <p>(2) 用途にあったフェイスマスクを使用すること。</p> <p>(3) フェイスマスクは傷害の程度を軽減するものであって、全ての傷害を防ぐことはできないこと。</p> <p>(4) 使用する前には必ずフェイスマスクの各部に異状がないことを確認すること。 また、各部に破損、へこみ、曲がり、ゆるみなどの異状を生じた場合は使用しないこと。</p> <p>(5) フェイスマスクを傷付けないように努めること。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号。</p>	